

4 啓発・教育の推進

施策の方向	施策名	施策の内容
(1) 市民等への啓発の推進	家庭・地域・企業等への啓発の推進	家庭・地域・企業等において、啓発冊子の配布やDV防止講座の実施などの啓発活動を行います。
	ホームページ等による啓発の推進（拡充）	市のDV相談窓口の記載のあるホームページ等に、DV防止の啓発内容も記載します。
	DV防止キャンペーンの実施やチラシ等の作成（新規）	ホームページでの情報発信やパープルリボンの配布など、DV防止キャンペーンを実施します。
(2) 学校等における啓発・教育の推進	人権教育に基づく男女平等教育の推進	人権教育に基づく男女平等教育を、児童・生徒の発達段階に応じて推進します。
	デートDV防止の教育の推進（拡充）	中学生、高校生を対象に、冊子や市政出前講座等を活用しながら、デートDV防止の教育を進めます。
	教職員等に対する啓発の推進（拡充）	教職員や保育士、スクールカウンセラー等のDVに関する理解を深めるため、研修等を推進します。
(3) 保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進	民間関係者への啓発の推進（拡充）	民生委員・児童委員や医療関係者等に対し、適切に対応できるよう研修等を実施します。
	市の職員への啓発の推進（拡充）	市の保健・福祉関係職員に対し、研修を実施します。市の職員は、窓口等で適切に対応できるよう研修等を実施します。

5 推進体制の充実

施策の方向	施策名	施策の内容
(1) 民間支援団体との連携や機能の活用	民間支援団体（NPO）の機能の活用等	県内にあるNPOの専門的な機能（研修の講師派遣等）を活用し、DVに関するきめ細かな施策に取り組んでいきます。
(2) 関係機関との連携推進	庁内連携会議等の開催	福祉事務所の職員等が集まり、計画に掲げる施策を推進するための協議や、業務の調整、情報交換等を行います。
	関係機関によるネットワークの充実	医師会、兵庫県等が参加する中播磨地域DV相談ネットワーク会議に参画し、協議や情報交換を通じて連携を図ります。
	兵庫県や近隣市町との連携の強化	被害者の避難に関して、関係する他市町と連携を強化し、引継ぎについても適切に対応します。
(3) 調査・研究の推進	被害者へのアンケートの実施（拡充）	被害者に対するアンケートや、市民の意識調査を定期的に行い、今後の施策の検討を行います。
	DV防止や被害者への支援の調査・研究	住まいや就労の確保、地域での見守りなどが、一体的に提供できる仕組み等について研究します。

姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画 概要版

平成29年（2017年）3月



I 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は、身体的な加害行為を含んだ犯罪行為であるだけでなく、精神にも重大な損害を与える大きな人権侵害であり、その暴力による被害は、配偶者だけでなく、同じく生活する子どもの人格形成にも極めて深刻な影響を与えてしまいます。

また、DVは、家庭という閉鎖的な場所で行われ、日々の生活の中で起きることから、被害者自身が気づきにくく、被害が長期化・深刻化する傾向にあります。この根絶に向けては、行政や関係機関だけでなく、市民一人ひとりが、DVは身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、DVを容認しない社会の実現に向け、一層の取り組みを推進していかなければなりません。

本市では従来から、DVに関する相談・支援は、婦人相談を担当する地域福祉課（福祉総務課から改称）と、母子相談を担当するこども支援課が協力・連携し取り組んできました。また、国の法整備や基本方針の策定など、DVを取り巻く環境の変化に合わせて、本市の相談体制の強化と計画的に被害者への支援施策等を推進する必要性から、平成24年に姫路市DV対策基本計画（第1期）を策定し、各種施策に取り組んできました。

そして、この計画の中で掲げられた姫路市配偶者暴力相談支援センターを設置し、一時保護の依頼などの機能を集約するとともに、婦人相談員を増員し、DV相談及び支援体制の構築を図ってきました。

この計画が平成28年度で計画の最終年度を迎えることから、次年度以降も引き続き、暴力の防止や予防、被害者への支援などをさらに充実させるため、この度、姫路市DV対策基本計画（第2期）を策定することとしました。

II 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度までとします。なお、計画期間内であっても、DV防止法の改正、国の基本方針や兵庫県の基本計画の見直し、DVに関する社会的動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

III 計画の進行管理

計画策定後は、本計画の進行管理を行うとともに、進捗状況について、定期的に外部の専門家や庁内組織による評価を行い、その結果を公表します。

IV 計画の推進

1 相談体制の充実

施策の方向	施策名	施策の内容
(1) 相談体制の充実	DV 相談への助言	相談の背景に DV があるとうかがえた場合は、相談者の意思を尊重した上で、相談者に DV 相談を促します。
	高齢者・障害者・未成年者等に対する相談の充実	高齢者、障害者、未成年者、性的マイノリティ等に対し関係各課が連携して対応します。
	外国人に対する相談の充実	リーフレット等を活用し、窓口の周知を図るとともに、「多言語生活相談」の活用について情報提供を行います。
(2) 相談窓口の周知	ホームページや冊子等の充実（拡充）	DV の相談に関するホームページの充実を図ります。随時、必要な冊子やチラシなどの作成を検討します。
	DV 相談案内カードの活用（拡充）	相談案内カードの配布場所を増やしていくとともに、QR コードをつけるなど機能を付加します。
	関係各課の冊子等への掲載	関係各課が作成する情報提供のための冊子等に、DV の相談窓口について掲載するなど広く周知を図ります。
	庁内相談部門等との連携	庁内の相談部門に、相談者が DV 被害を受けているとうかがえる場合には、相談者に DV センターへの相談を促します。
(3) 相談員の資質向上	相談員マニュアルの作成（新規）	相談者の立場に立って、相談員マニュアルを作成します。二次的被害の防止等について記載します。
	婦人相談員連絡協議会等の研修への参加	婦人相談員等は、研修等に積極的に参画し、知識の向上や業務の改善につなげます。
	相談員への支援の充実（拡充）	相談員が、支援・助言・指導を受けられる体制を確保します。

2 被害者の安全確保

施策の方向	施策名	施策の内容
(1) 安全確保の徹底	緊急時の一時保護の実施	県の一時保護施設への移動には婦人相談員等が同行します。移動に必要な現金がないときは、交通費を助成します。
	安全な移送の実施（新規）	一時保護の移送の際、危険性があると考えられるときは、タクシーなど自動車による移送を行います。
	被害者に対する安全確保の助言	情報機器（スマホ等）の使用について注意を促すなど、安全のための対応策について助言等を行います。
	警察との緊密な連携	相談段階や一時保護等の際、被害者に暴力の危険が迫っているときは、警察と緊密な連携を取り対応します。
	諸手続におけるワンストップサービスの実施	庁内の諸手続きについてワンストップサービスに取り組みます。
	母子生活支援施設や老人ホーム等の機能の活用	安全が確保されているケース等について、母子生活支援施設等におけるショートステイの利用の方法を検討します。
(2) 法的な相談内容の支援	法的な相談窓口等の情報提供と助言の実施	離婚手続きなど、法的な相談の希望があったときは、市民相談センター等について情報提供と助言を行います。
	保護命令制度等の情報提供と助言の実施	保護命令制度や、つきまといやストーカー行為対策についての情報提供と助言を行います。
	保護命令申立て時の支援の充実	被害者が保護命令の申立てを行う意向があるときは、書類作成の助言や裁判所等への同行支援を行います。

(3) 情報管理の徹底	住民基本台帳事務における閲覧等の制限	DV 支援措置の申し出を受け、措置の必要があると判断した場合は、住民票の写しの交付等を制限します。
	関係各課における DV 関連の情報管理の徹底	個人情報に係る事務処理を行う関係各課は、DV に関する情報管理の徹底を図ります。
	庁内への情報管理の呼び掛け	庁内通信網の掲示板などを活用して、DV に関する情報は特に徹底した情報管理をするよう注意を喚起します。

3 自立支援体制の充実

施策の方向	施策名	施策の内容
(1) 生活の再建に向けた支援	市外へ転出するケースへの支援（拡充）	市外へ転出する場合は、転出先の配偶者暴力相談支援センター等に、共通シートを活用して転出先での自立支援につなげます。
	市内へ転入するケースへの支援（拡充）	市内に新たに転入する場合は、上記共通シートを活用しながら、各種手続きの支援を行います。
	自立に向けた情報提供の充実（新規）	被害者が制度を理解し利用しやすくするため、制度等を集約したハンドブックを作成します。
	法的な相談窓口等の情報提供と助言の実施（再掲）	専門的かつ法的な相談内容が必要な場合は、市民相談センター等について情報提供を行います。
	被害者への中長期的フォローアップの実施（新規）	児童扶養手当を受給している場合は、現況届時を活用し、状況に応じた助言等を行うなど、継続的な支援を行います。
(2) 住宅確保に向けた自立の充実	公営住宅の申し込み等に関する情報提供	市営住宅や県営住宅の申込みや優遇取扱い等について情報提供を行います。
	母子生活支援施設等への入所の支援	母子生活支援施設等への入所を希望し、または施設入所が望ましい方は、施設への入所支援を行います。
(3) 経済的支援の充実	ひとり親家庭が利用できる制度等の利用促進	児童扶養手当や母子家庭等医療費助成制度等の利用を促進します。また、経済的に困窮する被害者へは、生活保護法等に基づき必要な支援を速やかに行います。
	養育支援相談の実施（新規）	ひとり親家庭においては、養育支援相談を適切に行います。また、同伴児と別居親の面会交流については特別に配慮を要する事案であることから、慎重な対応を行います。
(4) 就労支援に向けた支援の充実	ひとり親家庭等就労支援事業などの活用	就労相談員がハローワークと連携し、就労先の確保に向け支援を行います。
(5) 精神的な支援の充実	精神的な悩みを持つ方への支援	女性のための相談室の利用を促したり、医療的な治療など専門的なカウンセリングを希望する方に対しては、医療機関等の情報提供を行います。
(6) 子どもへの支援の充実	保育や就学に関する支援	保育所の利用について、優先的な利用調整を行います。子どもの就学に当たっては、安全に就学できるよう支援を行います。
	保健に関する支援	他市町から転入してきた被害者の子どもの乳幼児健康診査や予防接種等が滞りなく受診できるよう支援を行います。
	子どもの心のケアに関する支援	心理的外傷を負っている子どもには専門機関などでケアを行うとともに、スクールカウンセラーが支援を行います。
	要保護児童対策地域協議会の活用（拡充）	婦人相談員が要保護児童対策地域協議会の会議等に出席し、被害者に係る情報共有や支援内容の検討に参画します。